

「〇〇地区防災会議」規約

(名称)

第1条 この会議は、「〇〇地区防災会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 会議は、〇〇地区に居住する居住者及び事業者等(以下「地区住民等」という。)が行う自発的な防災活動に関する計画である「〇〇地区防災計画(以下「計画」という。)の作成及び計画に基づく防災訓練等を行い、安全で安心して暮らすことができる〇〇地区の地域づくりに資することを目的とする。

(事業)

第3条 会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 〇〇地区防災計画の作成
- (2) 〇〇地区防災計画に基づく訓練・研修の企画・開催
- (3) 〇〇地区住民等への啓発活動
- (4) その他、目的を達成するために必要と認められる事業

(組織)

第4条 会の会員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 〇〇まちづくり推進協議会委員
- (2) 前条の事業に係る団体の長又は団体に属する者
- (3) 会により特に参加を認められた者

(役員を選任)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 上記(1)から(5)の役員のほか、必要に応じて別途役員を置くことができる。

2 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会員の互選により選出する。
- (2) 副会長及びその他の会長以外の役員は、会長の指名により選任する。

(役員職務)

第6条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の会計を担当する。
- 4 監事は、会の会計を監査する。
- 5 事務局長は、会の事務を統括する。
- 6 前条第1項第6号により設置された会員の職務は、会長が別途定める。

(役員任期)

第7条 役員任期は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状又は会長が認める代理の者により出席に代えることができる。

4 会議の進行は、会長が務める。

5 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

6 総会は、規約、事業計画、予算、事業報告、決算その他重要な事項を審議決定する。

7 総会のほか、必要な事項を協議決定するため、随時、役員会を開くことができる。

(部会)

第8条の2 会は、前条で定める会議のほか、特に検討が必要な事項があるときには、部会を設置することができる。

2 部会の構成員は、会長が指名する者で構成する。

3 部会を総括するため部会長を置くことができる。

4 部会長は、会長を補佐し、部会を総括する。

5 前条第2項から第5項までの規定は、部会において準用する。その場合、会長を部会長と読み替え適用する。

(経費)

第9条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日又は当該年度の事業完了の日までとする。

(事務所)

第11条 会の事務所は、事務局長宅に置く。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

2 会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。